

大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程

〔1996年10月14日〕
制 定

最近改正 2024年3月25日

(名称)

第1条 本学に大阪経済法科大学学業奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

(目的)

第2条 この奨学金は、本学学生で特に優秀な者に対し、奨学金の給付を行うことにより、学業の奨励に資することを目的とする。

(種類)

第3条 この奨学金は、経済学部奨学金、法学部奨学金、経営学部奨学金及び国際学部奨学金（以下「各学部奨学金」という。）、海外留学奨学金、資格取得奨学金並びに海外インターンシップ奨学金の7種類とする。

2 前項の海外留学奨学金に、交換留学奨学金及び特定留学奨学金を設ける。

(資格)

第4条 奨学金を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考基準は別に定める。

- (1)各学部奨学金を受けることができる者は、各学部に所属する2年生以上で、学業において特に優秀な成績を修めた者とする。
- (2)海外留学奨学金を受けることができる者は、大阪経済法科大学学生留学規程により留学を行う者の中で、本学における修学状況が良好であり、かつ、留学に対する意欲が高く、別に定める語学力を有している者とする。この場合において、交換留学奨学金を受けることのできる者は、本学の海外協定校へ1 Semester以上の海外留学を行う者とし、特定留学奨学金を受けることができる者は、協定留学プログラムによる留学を行う者とする。
- (3)資格取得奨学金を受けることができる者は、別表に定める資格取得奨学金受給資格等に該当し、かつ、本学における修学状況が良好な者とする。
- (4)海外インターンシップ奨学金を受けることができる者は、学長が特に認めた海外インターンシップに参加する2年生以上で、本学における修学状況が良好であり、かつ、海外インターンシップに対する意欲が高く、別に定める語学力を有している者とする。

(金額及び期間)

第5条 奨学金の金額は、次の各号のとおりとする。

- (1)各学部奨学金は、年額金20万円を上限として給付するものとし、期間は当該年度限りとする。この場合において、次年度以降も再度給付することを妨げない。
- (2)海外留学奨学金のうち、交換留学奨学金は、当該留学費用の一部として金30万円を給付するものとし、特定留学奨学金は、留学先大学の授業料の全額相当額を上限として給付するものとする。
- (3)資格取得奨学金の金額は、別表のとおりとし、期間は当該年度限りとする。
- (4)海外インターンシップ奨学金は、海外インターンシップに参加するための渡航費、滞在費その他に要する費用の総額を上限として給付するものとする。

(申請)

第6条 各学部奨学金及び資格取得奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生課を通じて、本学が定める期日までに、学長に提出しなければならない。ただし、申請する資格が次の各号の一

に該当する場合は、当該申請を行うことができない。

- (1) 本学に入学するまでに合格した資格等
 - (2) 以前に資格取得奨学金の申請を行い、奨学金の給付を受けた資格等
 - (3) 資格等の合格が新規ではなく、更新である場合
 - (4) TOEIC®スコア、日本語能力試験に関する資格等において、当該語学が母語である場合
- 2 海外留学奨学金を受けようとする者は、所定の書類を国際教育交流センターを通じて、本学が定める期日までに、学長に提出しなければならない。
 - 3 海外インターンシップ奨学金を受けようとする者は、所定の書類をキャリアセンターを通じて、本学が定める期日までに、学長に提出しなければならない。

(委員会)

第 7 条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学金委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の者をもって構成し、学生部長が委員長となる。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部長
- (3) 事務局長
- (4) 教務部長
- (5) 国際教育交流センター部長
- (6) キャリアセンター所長
- (7) エクステンションセンター長
- (8) 庶務課長
- (9) 会計課長
- (10) 教務課長
- (11) 学生課長
- (12) キャリア支援課長
- (13) 委員長が指名する者

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。議長に事故あるときは、学長が指名したものが議長の職務を行う。

4 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(決定)

第 8 条 奨学生は、委員会の審議を経て、学長が決定する。

(取り消し)

第 9 条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消す。

- (1) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 休学又は退学したとき。ただし、海外留学による休学の場合は除く。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (2) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

3 前 2 項により奨学金の決定を取り消された者は、給付された金額をただちに返還しなければならない。

(留学の中止に伴う奨学金の返還)

第9条の2 災害、感染症その他事情により、留学が中止になったとき、奨学生は、給付された金額の全部又は一部を返還しなければならない。返還額については、その都度学長が定める。

(事務)

第10条 各学部奨学金及び資格取得奨学金に関する事務は、学生課が担当する。

2 海外留学奨学金に関する事務は、国際教育交流センターが担当する。

3 海外インターンシップ奨学金に関する事務は、キャリアセンターが担当する。

(細則)

第11条 選考時期、選考基準その他この規程の実施について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会においてこれを行う。

附則

この規程は、1997年4月1日から実施する。

附則

この規程は、1999年4月1日から実施する。

附則

この規程は、2006年4月1日から実施する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、2022年度以前の入学者が、本改正前の別表記載の資格等について、2023年3月31日までに該当し、その後3か月以内に申請した場合は、本改正前の別表に基づき給付する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表

| | 資格取得奨学金受給資格等 | 給付額 |
|---|--|-------------|
| ア | 公認会計士試験論文式試験合格者 | 20 万円 |
| イ | 公認会計士試験短答式試験合格者 | 10 万円 |
| ウ | 税理士試験の試験科目 5 科目のうち、いずれかの 2 科目に合格した者 | 15 万円 |
| エ | 税理士試験の試験科目 5 科目のうち、いずれかの 1 科目に合格した者 | 10 万円 |
| オ | 日商簿記検定試験 1 級合格者 | 10 万円 |
| カ | 日商簿記検定試験 2 級合格者 | 1 万円 |
| キ | 日商簿記検定試験 3 級合格者 | 5 千円 |
| ク | 司法書士試験合格者 | 30 万円 |
| ケ | 行政書士試験合格者 | 10 万円 |
| コ | 社会保険労務士試験合格者 | 10 万円 |
| サ | 宅地建物取引士試験合格者 | 3 万円 |
| シ | 法学検定試験スタンダード〈中級〉コース合格者 | 3 万円 |
| ス | 法学検定試験ベーシック〈基礎〉コース合格者 | 5 千円 |
| セ | ビジネス実務法務検定 2 級以上合格者 | 1 万円 |
| ソ | ファイナンシャル・プランニング技能検定試験 2 級以上合格者 | 1 万円 |
| タ | 応用情報技術者試験合格者 | 10 万円 |
| チ | 基本情報技術者試験合格者 | 3 万円 |
| ツ | 情報セキュリティマネジメント試験合格者 | 2 万円 |
| テ | IT パスポート試験合格者 | 1 万円 |
| ト | TOEIC® Listening & Reading Test スコア 860 以上の者 | 5 万円 |
| ナ | TOEIC® Listening & Reading Test スコア 730 以上の者 | 3 万円 |
| ニ | TOEIC® Listening & Reading Test スコア 600 以上の者 | 1 万円 |
| ヌ | 総合旅行業務取扱管理者試験合格者 | 3 万円 |
| ネ | 国内旅行業務取扱管理者試験合格者 | 1 万円 |
| ノ | 日本語能力試験 N1 合格者 | 1 万円 |
| ハ | その他、特に難易度の高い資格検定試験に合格し、学長が優秀と認めた者 | 上限 30 万円 |

※エの奨学金を受けた者が、ウの奨学金を受ける場合は、差額の 5 万円を給付する。

※ト、ナ、ニの TOEIC® Listening & Reading Test については、下位スコアの奨学金を受けた者が、上位スコアの奨学金を受ける場合は、その差額を給付する。

大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程細則

〔1996年10月14日〕
制 定

改正 1999年1月18日 2005年11月16日
2010年3月1日 2021年3月1日
2023年3月20日 2024年3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程第(以下「規程」という。)第11条により、奨学金について必要な事項を定めるものとする。

(選考時期)

第2条 経済学部奨学金、法学部奨学金、経営学部奨学金及び国際学部奨学金(以下「各学部奨学金」という。)奨学生の選考は、毎年5月に行う。

- 2 海外留学奨学金奨学生及び海外インターンシップ奨学金奨学生の選考は、随時行う。
- 3 資格取得奨学金奨学生の選考は、随時行う。ただし、資格取得奨学金を受けようとする者は、資格検定試験合格後6か月以内、かつ、本学在学中に、規程に基づいて申請しなければならない。

(選考基準)

第3条 規程第4条に定める奨学生の選考基準は、次の各号のとおりとする。

- (1)各学部奨学金奨学生は、次に掲げる累積単位数を修得しており、かつ各学部履修規程に定めるGPA(以下「GPA」という。)上位の成績を修めた2年生以上の者の中から、出席状況、資格検定試験合格状況、進路就職内定状況その他の修学状況を総合的に考慮して選考する。

| | |
|-----|---|
| 2年生 | 1年次終了時 31単位以上 |
| 3年生 | 1年次終了時 31単位以上 2年次終了時 62単位以上 |
| 4年生 | 1年次終了時 31単位以上 2年次終了時 62単位以上 3年次終了時 93単位以上 |

- (2)海外留学奨学金奨学生は、留学希望先が決定しており、次に掲げる外国語語学力を有している2年生以上の者の中から、出席状況、GPA、単位修得状況、留学の動機その他本学での修学状況を総合的に考慮して選考する。ただし、特定留学奨学金については、次に掲げる英語語学力に満たない者に対して、留学意欲と今後の成長可能性を考慮し、規程第5条第2号に定める奨学金額の半額を上限に給付することができる。

| | |
|---------|---|
| 交換留学奨学金 | TOEIC®スコア 600 以上又はそれと同等以上と考えられる英語語学力。英語圏以外の国又は地域への留学の場合、現地の公用語について、一定の語学力を求める場合がある。 |
| 特定留学奨学金 | TOEIC®スコア 470 以上又はそれと同等以上と考えられる英語語学力 |

- (3)資格取得奨学金奨学生は、本学在学中に、規程別表に定める資格検定試験に合格した者の中から、出席状況、GPA、単位修得状況その他本学での修学状況を総合的に考慮して選考する。
- (4)海外インターンシップ奨学金奨学生は、TOEIC®スコア 600 以上又はそれと同等以上と考えられる英語語学力を有している2年生以上の者の中から、出席状況、GPA、単位修得状況、海外インターンシップ参加の動機その他本学での修学状況を総合的に考慮して選考する。
- 2 各学部奨学金及び海外留学奨学金については、前項の規定にかかわらず、編入学生の3年生をその対象から除外する。

(申請書類)

第4条 規程第6条に定める所定の書類は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|--|
| 各学部 奨学金 | 願書、自己推薦書 |
| 海外留学 奨学金 | 願書、自己推薦書 英語語学力を証明する書類（TOEIC®を基本とする。） ただし、留学先の国又は地域の公用語に係る語学力を証明する書類の提出を求め る場合がある。 |
| 資格取得 奨学金 | 願書、規程別表に定める資格検定試験の合格を証明する書類 |
| 海外インター ンシップ 奨学金 | 願書、自己推薦書 英語語学力を証明する書類 |

(採用通知)

第5条 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

(給付)

第6条 各学部奨学金、交換留学奨学金、資格取得奨学金及び海外インターンシップ奨学金は、採用決定から2週間以内に給付する。

2 特定留学奨学金は、留学先大学の授業料の邦貨換算額確定後に給付する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会においてこれを行う。

附則

この細則は、1997年4月1日から実施する。

附則

この細則は、1999年4月1日から実施する。

附則

この細則は、2006年4月1日から実施する。ただし、第3条1号後段及び同2号後段並びに第4条1号及び2号については、2007年4月1日から実施する。

2 本規程細則第3条1号及び2号の成績係数については、GPA制度の導入にともない、該当する学年に対しては成績係数の計算方法に代えてGPAの値によることができるものとする。

附則

この附則は、2010年4月1日から施行する。

附則

この附則は、2021年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附則

この細則は、2024年4月1日から施行する。